

## 移入種対策に関する論点整理（案）

各事項に矢印以下で示しているのは、今までの小委員会における検討状況

「参照資料」は、本資料の3枚目以降に添付

### 1. 移入種対策を進めていく上での基本的な考え方

移入種対策においては、生態的に影響を及ぼす移入種の環境下への導入を未然に防止することが第一であり、導入時のチェック体制を整備することが必要。

導入時のチェック体制を構築しても、多様な移入経路の存在や、非意図的な導入があることを考えれば、移入種の侵入を早期に発見する監視体制を整備することが必要。

監視等により、侵入が発見され生態系や経済活動に看過し得ない影響が生じている場合や、制度制定前からこのような状況が生じている場合には、その影響を緩和するため、移入種の駆除等の管理や、影響を受けている重要な生態系を保全するための措置が必要。

### 2. 導入前の導入種のチェック

植物防疫法など産業保護を目的とする制度や、感染症法など公衆衛生を目的とする制度はあるが、我が国の生物多様性の保全が主目的ではないため、移入種対策を実施するには、これらの制度だけでは足りないと考えられる。

生物多様性の保護を視野に入れた包括的な法制度の必要性について指摘。

そのため、意図的に移入種を導入するに当たっては、事前に生物多様性への影響の有無を判断した上で実施する制度が必要。

リスク評価に関する基本的な事項について検討（参照資料P 1～2）。

ただし、あらゆる種を対象に事前の影響評価の実施を義務づけるのは困難なことから、対象種の絞り込み方の検討が必要である。

リスク評価の対象となる種の考え方を整理（参照資料P 3～4）。

非意図的に導入される移入種については、意図的導入の事前の影響評価の中で併せて検討すべきと考えられる。

非意図的導入に係る導入パターン及び対処の基本的な考え方を整理（参照資料P 5～6）。

事前に生物多様性への影響評価を行うための情報や技術については、その時点での最新の知見を用いて実施すべきである。

国外からの動植物の導入に対して制限を課す場合、WTOに抵触する可能性についても考慮する必要がある。

上記以外に、以下のような指摘があった。

- ・意図的導入に伴って侵入する寄生生物や病原菌等についても評価すべきである。
- ・移入種の導入の可否に係る基準として、動物園・水族館等、導入後の管理体制が整っている場所へ持ち込む場合の考え方を整理すべきである。
- ・逸出した場合の根絶の難易が評価ポイントとなる。

### 3. 移入種の監視及び管理

移入種による影響が不可逆的であり、定着した種は等比級数的に個体数を増やす可能性があることを考慮すると、影響のある移入種が確認された場合には早期に当該移入種の排除等の対応をとる必要があるが、農林水産業や人の健康に関する制度はあるものの、生物多様性の保全を目的とした制度はない。

生物多様性の保護を視野に入れた包括的な法制度の必要性について指摘。

特定の地域、それ以外に必要な地域それぞれに移入種の分布状況、侵入状況等についてモニタリングを行っていく必要がある。

侵入状況のモニタリングの仕組みを整理（参照資料P7）

生物多様性に影響を及ぼす移入種を管理下で意図的に導入する際には、逸出や野外への定着がないかを、導入者あるいは管理者に、定期的に監視させる仕組みを構築していく必要がある。

譲渡等によって導入後にその移入種の利用者（管理者）が代わる場合に、適切な管理方法も併せて伝えていく確実な手法を検討する必要がある。

既に飼育・栽培下にある移入種についても、逸出・放逐・遺棄による影響が大きいことから、移入種対策においては管理の徹底が不可欠であり、これの対応策について検討する必要がある。

#### 4．影響のある移入種の防除

< 今回の小委員会資料 1-1 において整理 >

#### 5．特に保全すべき地域における対策

移入種による影響が大きく、重要な生物多様性を有している地域については、移入種排除や在来の生態系回復に向けた移入種対策も必要と考えられる。

「重要管理地域」の管理の基本的な考え方について整理（参照資料 P 10 ～ 12）。

我が国の生物多様性の保全を考えると、特に保全の必要性が高く、かつ移入種による影響を受けやすい地域については、予防的見地から積極的な対策をとるべきと考えられるが、現行の自然環境の保全法制では目的に応じた限定的な地域しか対処できない。

「重要管理地域」の選定ガイドラインや管理のあり方について整理（参照資料 P 9 ～ 12）。

地域を指定して移入種による影響を防止しようとする場合、指定地域の周辺から移入種が侵入することを考慮する必要がある。

#### 6．調査研究及び普及啓発等

< 今回の小委員会資料 1-1 及び第 7・8 回小委員会の議論等を踏まえて整理 >